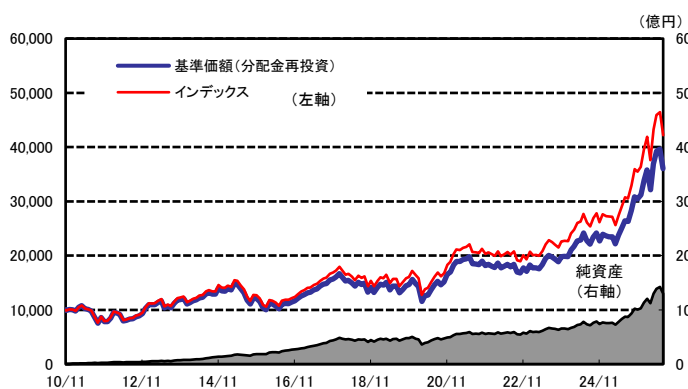


運用実績

2026年7月31日 現在

運用実績の推移

(インデックスは設定日＝10,000として指数化：月次)



・上記の指数化した基準価額（分配金再投資）の推移および右記の騰落率は、当該ファンドの信託報酬控除後の価額を用い、分配金を非課税で再投資したものと計算しております。従って、実際のファンドにおいては、課税条件によって受益者ごとに指数、騰落率は異なります。また、換金時の費用・税金等は考慮しておりません。

基準価額※

36,053円

※分配金控除後

純資産総額

130.1 億円

●信託設定日 2010年11月26日
●信託期間 無期限
●決算日 原則 9月6日
(同日が休業日の場合は翌営業日)

騰落率

期間	ファンド	インデックス
1ヵ月	-9.0%	-9.1%
3ヵ月	-2.3%	-2.5%
6ヵ月	6.3%	6.6%
1年	36.6%	37.3%
3年	79.8%	85.0%

騰落率の各計算期間は、作成基準日から過去に遡った期間としております。

分配金(1万円当たり、課税前)の推移

期間	分配金(1万円当たり、課税前)
2025年9月	0 円
2024年9月	0 円
2023年9月	0 円
2022年9月	0 円
2021年9月	0 円

設定来

260.5%

322.2%

設定来累計

0 円

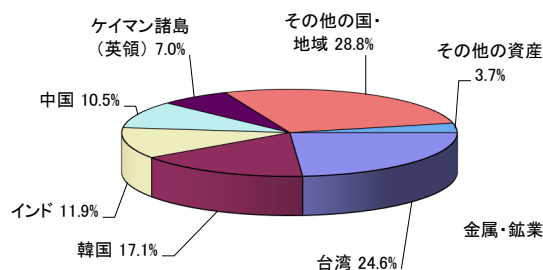
設定来＝2010年11月26日以降

※分配金実績は、将来の分配金の水準を示唆あるいは保証するものではありません。
※ファンドの分配金は投資信託説明書(交付目論見書)記載の「分配の方針」に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

資産内容

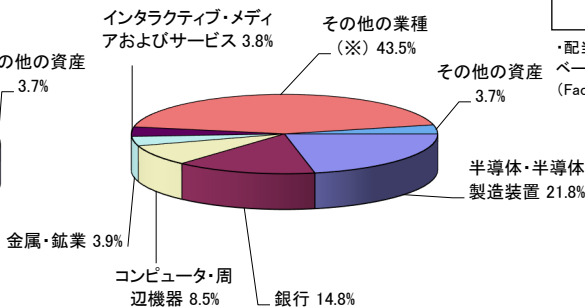
2026年7月31日 現在

国・地域別配分(対純資産比)



・国・地域は原則発行国・地域で区分しております。
・先物の建玉がある場合は、合計が100%にならない場合があります。
・純資産比は、マザーファンドの純資産比と当ファンドが保有するマザーファンド比率から算出しております。

業種別配分(対純資産比)



※ETFを含みます。

ポートフォリオ特性値

配当利回り(年率)

1.9%

・配当利回り：組入銘柄の配当利回り(課税前、実績配当ベース)を組入比率で加重平均して算出しております。
(FactSetのデータに基づき野村アセットマネジメント作成)

組入上位10銘柄

2026年7月31日 現在

銘柄	業種	国・地域	純資産比
TAIWAN SEMICONDUCTOR	半導体・半導体製造装置	台湾	14.4%
SAMSUNG ELECTRONICS	コンピュータ・周辺機器	韓国	5.8%
SK HYNIX INC	半導体・半導体製造装置	韓国	4.4%
ISHARES MSCI CHINA A UCITS ETF	- ※	アイルランド	3.6%
TENCENT HOLDINGS LTD	インターネット・メディアおよびサービス	中国	3.2%
ALIBABA GROUP HOLDING LIMITED	大規模小売り	ケイマン諸島(英領)	2.0%
MEDIATEK INC	半導体・半導体製造装置	台湾	1.2%
CHINA CONSTRUCTION BANK-H	銀行	中国	0.9%
DELTA ELECTRONICS INC	電子装置・機器・部品	台湾	0.8%
HDFC BANK LIMITED	銀行	インド	0.8%
合計			37.0%

組入銘柄数：794 銘柄

※ ETF

・国・地域は原則発行国・地域で区分しております。
・純資産比は、マザーファンドの純資産比と当ファンドが保有するマザーファンド比率から算出しております。

ファンドは、値動きのある証券等に投資します(外貨建資産に投資する場合には、この他に為替変動リスクもあります。)。ので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。また、本書中の運用実績に関するグラフ、図表、数値その他いかなる内容も過去のものであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的として野村アセットマネジメントが作成した資料です。投資信託のリスクやお申込メモの詳細についてのご確認や、投資信託をお申込みいただくにあたっては、販売会社よりお渡しする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえご自身でご判断ください。

◆設定・運用は

NOMURA 野村アセットマネジメント

商号：野村アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第373号
加入協会：一般社団法人資産運用業協会 / 一般社団法人第二種金融商品取引業協会

ファンドの特色

● 新興国の株式(DR(預託証券)※1を含みます。)を実質的な主要投資対象※2とします。

※1 Depositary Receipt(預託証券)の略で、ある国の株式発行会社の株式を海外で流通させるために、その会社の株式を銀行などに預託し、その代替として海外で発行される証券をいいます。DRは、株式と同様に金融商品取引所などで取引されます。

※2「実質的な主要投資対象」とは、「新興国株式マザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

● 新興国の株式を実質的な主要投資対象とし、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み・円換算ベース)の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

- ・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み・円換算ベース)は、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み・ドルベース)をもとに、委託会社が円換算したものです。
- ・MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCIが開発した、新興国で構成された浮動株数ベースの時価総額株価指数です。

MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

● MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み・円換算ベース)の動きを効率的に捉える投資成果を目指すため、株価指数先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引を、実質的に投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的または為替相場等の変動リスクを減じる目的で、ヘッジ目的外の利用も含め実質的に活用する場合があります。

● 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

● ファンドは、「新興国株式マザーファンド」を通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。

● 原則、毎年9月6日(休業日の場合は翌営業日)に分配を行ないます。

分配金額は、利子・配当等収益等を中心として基準価額水準等を勘案して委託会社が決定します。

* 委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

投資リスク

ファンドは、株式等を実質的な投資対象としますので、組入株式の価格下落や、組入株式の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落することがあります。また、外貨建資産に投資しますので、為替の変動により基準価額が下落することがあります。したがって、投資家の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じることがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「投資リスク」をご覧ください。

【お申込メモ】

- 信託期間 無期限(2010年11月26日設定)
- 決算日および収益分配 年1回の決算時(原則、9月6日。休業日の場合は翌営業日)に分配の方針に基づき分配します。
- ご購入価額 ご購入申込日の翌営業日の基準価額
- ご購入単位 1万円以上1万円単位(当初元本1口＝1円)または1万円以上1円単位
- ご換金価額 ※ご購入単位は販売会社によって異なる場合があります。
ご換金申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額
- お申込不可日 販売会社の営業日であっても、下記のいずれかに該当する場合には、原則、ご購入、ご換金の各お申込みができません。
 - ・申込日当日またはその翌営業日が香港取引決済所の休業日と同日付の場合
 - ・申込日当日が5月3日の前営業日または前々営業日に該当する場合
 - ・申込日当日が12月31日の前営業日または前々営業日に該当する場合
- 課税関係 個人の場合、原則として分配時の普通分配金ならびに換金時および償還時の譲渡益に対して課税されます。ただし、NISA(少額投資非課税制度)の適用対象ファンドにおいてNISAを利用した場合には課税されません。ファンドはNISAの「成長投資枠」および「つみたて投資枠」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。なお、税法が改正された場合などには、内容が変更になる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

＜分配金に関する留意点＞

- 分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。
- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。
- 投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

【ご留意事項】

- ・投資信託は金融機関の預金と異なり、元本は保証されていません。
- ・投資信託は預金保険の対象ではありません。
- ・登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金制度が適用されません。

ファンドの販売会社、基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

野村アセットマネジメント株式会社
★サポートダイヤル★ 0120-753104(フリーダイヤル)

＜受付時間＞営業日の午前9時～午後5時
★インターネットホームページ★ <https://www.nomura-am.co.jp/>

＜委託会社＞ 野村アセットマネジメント株式会社

[ファンドの運用の指図を行なう者]

＜受託会社＞ 野村信託銀行株式会社

[ファンドの財産の保管および管理を行なう者]

ファンドは、値動きのある証券等に投資します(外貨建資産に投資する場合には、この他に為替変動リスクもあります。)、ので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様にも帰属します。また、本書中の運用実績に関するグラフ、図表、数値その他いかなる内容も過去のものであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的として野村アセットマネジメントが作成した資料です。投資信託のリスクやお申込メモの詳細についてのご確認や、投資信託をお申込みいただくにあたっては、販売会社よりお渡しする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認ください。

◆ 設定・運用は

NOMURA 野村アセットマネジメント

商号：野村アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第373号
加入協会：一般社団法人資産運用業協会／
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

野村インデックスファンド・新興国株式（愛称:Funds-i 新興国株式）

お申込みは

金融商品取引業者等の名称		登録番号	加入協会			
			日本証券業協会	一般社団法人 資産運用業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
株式会社秋田銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第2号	○			
株式会社筑波銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第44号	○			
株式会社第四北越銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第47号	○		○	
株式会社北陸銀行	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第3号	○		○	
株式会社富山銀行	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第1号	○			
株式会社北國銀行	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第5号	○		○	
スルガ銀行株式会社	登録金融機関	東海財務局長(登金)第8号	○			
株式会社大垣共立銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第3号	○		○	
株式会社百五銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第10号	○		○	
株式会社関西みらい銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第7号	○		○	
株式会社池田泉州銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第6号	○		○	
株式会社但馬銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第14号	○			
株式会社中国銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第2号	○		○	
株式会社伊予銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第2号	○		○	
株式会社肥後銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第3号	○			
株式会社琉球銀行	登録金融機関	沖縄総合事務局長(登金)第2号	○			
株式会社西日本シティ銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第6号	○		○	
株式会社北洋銀行	登録金融機関	北海道財務局長(登金)第3号	○		○	
株式会社東京スター銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第579号	○		○	
株式会社名古屋銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第19号	○			
岡崎信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第30号	○			
八十二証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第21号	○	○		
三菱UFJ eスマート証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号	○	○	○	○
いちよし証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第24号	○	○		
四国アライアンス証券株式会社	金融商品取引業者	四国財務局長(金商)第21号	○			
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○	○	○	○
OKB証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第191号	○			
香川証券株式会社	金融商品取引業者	四国財務局長(金商)第3号	○			
九州FG証券株式会社	金融商品取引業者	九州財務局長(金商)第18号	○			
北洋証券株式会社	金融商品取引業者	北海道財務局長(金商)第1号	○			
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第140号	○	○	○	○
西日本シティTT証券株式会社	金融商品取引業者	福岡財務支局長(金商)第75号	○			
SMBC日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○	○
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	○
岡三ビジネス&テクノロジー証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第170号	○	○		
野村證券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第142号	○	○	○	○
百五証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第134号	○			
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第164号	○		○	
丸近証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第35号	○			

※上記販売会社情報は、作成時点の情報に基づいて作成しております。

※販売会社によっては取扱いを中止している場合がございます。

野村インデックスファンド・新興国株式（愛称:Funds-i 新興国株式）

お申込みは

金融商品取引業者等の名称		登録番号	加入協会			
			日本証券業協会	一般社団法人 資産運用業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
山和証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第190号	○			
ワイエム証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第8号	○			

※上記販売会社情報は、作成時点の情報に基づいて作成しております。
※販売会社によっては取扱いを中止している場合がございます。

野村インデックスファンド・新興国株式（愛称:Funds-i 新興国株式）

以下は、取次販売会社または金融商品仲介による販売会社です。

お申込みは

金融商品取引業者等の名称	登録番号	加入協会			
		日本証券業協会	一般社団法人 資産運用業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
株式会社イオン銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第633号	○		
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○		○
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○		○

※上記販売会社情報は、作成時点の情報に基づいて作成しております。
※販売会社によっては取扱いを中止している場合がございます。